

市営住宅だより

平成26年冬号(平成26年3月1日)

サービスセンター問い合わせ

(編集・発行) 新潟市役所住環境政策課
(問い合わせ) TEL:025-226-2817

・万代サービスセンター: 中央区万代4-1-8文光堂ビル2階
TEL:025-374-5410 (北区, 東区)

・白山サービスセンター: 中央区白山浦1-614-5白山ビル1階
TEL:025-234-5252(中央区, 江南区, 秋葉区, 南区, 西区, 西蒲区)

減免申請の受付が始まります

平成26年度の市営住宅家賃・駐車場使用料の減免申請を **3月17日(月)** から受け付けます。
減免を受けるためには、**年度ごとに申請する必要**があります(収入申告とは別の手続きです)。
詳しくは担当のサービスセンターへお問い合わせください。

<家賃が減免される世帯>

- 世帯全員の収入合計額が生活保護基準以下の世帯(障害年金など非課税分も含む)
- 長期入院のため、生活保護の住宅扶助費が停止されている世帯
- 天災及び火災により(家内にある)家財に著しい損害を受けた世帯

<駐車場使用料が減免される方>

- 自動車税または軽自動車税の減免を受けている方
- 駐車禁止除外指定者許可証の交付を受けている方

減免は自動的に更新されません。
毎年度申請が必要です。

注) 4月分から減免を受けるためには、**4月末日までに申請する必要**があります。
注) 5月以降に申請された場合は、**申請月の翌月分から減免**となります。

◆◇ 車庫証明 ◇◇

自動車の名義変更や新規購入の際に必要な「保管場所使用承諾証明書」(車庫証明)は、**各サービスセンターで発行**しています。(市役所では発行できません)

収入の上限について

平成21年度からの制度改正に伴う収入の上限等についての経過措置が平成26年3月31日で終了します。
4月からは、すべての方に右の基準が適用されることとなります。

廊下や踊り場に物を置かないで!

廊下や踊り場、階段周辺などの共用部分は、**災害時に避難するための経路**となります。



廊下等に自転車やプランターなどを置くことは、避難の妨げとなるだけでなく、消防法等にも抵触しますので、**絶対にやめてください。**

各種の届出・申請 ~手続き忘れはありませんか~

心当たりがある方は、担当のサービスセンターへ早めにご連絡ください。

- 入居名義人や同居家族が亡くなった
- 世帯の構成が変わった(出生, 転入, 転出等)
- 市営住宅を退去する予定がある
- 退職や転職などで収入が下がった
- 連帯保証人を変更したい
- 駐車場の使用車両が変わった
- 旅行や入院等で長時間、留守にする

…家賃が最高額になる場合も…

<収入申告書を提出していない>
収入申告書(緑色の紙)を提出していない場合は、**4月からの家賃が最高額**となります。早急に提出してください。

収入の上限

・市営住宅の収入基準は、月額所得 **158,000円** です。

上限の緩和

・所得上限緩和世帯に該当する世帯は、上限月額が **259,000円** まで緩和されます。(改良住宅を除く)

高額所得者

・住宅の明渡し義務が生じる高額所得者の収入基準は、月額所得 **313,000円** です。